

## 第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

### ①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

### ②評価調査者研修修了番号

SK2021259 SK18171

### ③施設の情報

名称：北九州市立小倉母子寮	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：岩永 俊治	定員（利用人数）：18世帯
所在地：非公開	
TEL：非公開	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 平成8年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：北九州市 社会福祉法人 孝徳会	
職員数	常勤職員：6名 非常勤職員：7名
有資格職員数	(資格の名称) 名
	社会福祉士2 保育士3
	介護福祉士1 社会福祉主事任用2 小学校教員1
施設・設備の概要	(居室数)32室 (設備等)
	事務室 保育室 学習室 居室30 (居室計32)
	集会室 一時保護室2

### ④理念・基本方針

#### 1 理念

母と子の権利擁護と生活の拠点として、母と子の要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活が送られることを目指します。

#### 2 基本方針

○母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みに寄り添いながら、母と子を支えることを目指します。

○法令を遵守し、母と子の人権侵害を許しません。

○母と子への最適な支援と、公平・公正でより良い施設運営を目指すとともに、自らを自己点検して専門性の向上に努めます。母と子が退所後に地域で自立した生活を継続して送れるように、関係機関と連携して切れ目のない支援の提供を目指します。

○関係機関や団体とネットワークを図りながら、地域における子育て支援機関として機能していくことを目指します。

## ⑤施設の特徴的な取組

- ・母子が安全で安心して生活できる環境の整備（施設の安全性、外出時の同行支援、家電等生活必需品の貸し出しなど）
- ・母子に寄り添い課題解決の支援（離婚、債務整理, DV、虐待など諸問題の解決）
- ・入所者の意向を尊重し、施設、行政の三者で共有する自立支援計画の策定
- ・心身の健康回復・維持のための支援（専門医療機関の紹介、通院支援、医療サービスの利用支援など）
- ・就職活動支援（北九州若者サポートセンター、マザーズハローワークの利用同行、就職情報の提供など）
- ・家計支援（フードバンク、全国食支援活動協力会などとの連携による食品の提供・格安スーパー等への買い物支援）
- ・生活の潤いになる各種行事の実施参加（ハロウィン、クリスマス、親子手作り行事など施設行事の毎月の実施、園内菜園収穫体験、地域行事への参加）

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年5月1日（契約日）～ 令和7年3月25日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成29年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### 1 地域との交流

- 施設の運営方針に地域関係機関との連携と支援施設の機能の目的が示され、地域自治会との清掃活動や夏の夜間パトロールに職員等が参加しています。
- 利用者は町内会に加入しており、校区運動会や地域の各種行事に参加しています。
- 職員による近隣商業施設への買い物支援や弁護士事務所や家庭裁判所、医療機関への同行支援がされています。

#### 2 職員の技術向上、スキルアップへの取組

- 施設長は個別職員の専門資格と技術レベルを把握し、スキルアップできる外部研修への参加を促しています。職員の目標や技術水準を配慮して、公平に年1回は外部研修に出る機会を設けています。
- 新任職員への研修がされ、施設が必要とする資格や技術の水準を示し、施設長、主任によるスーパービジョンを受けられる機会があります。

#### 3 災害時における母親と子どもの安全確保のための組織的な取組

- 災害時における母子の安全確保は危機管理マニュアル、事業継続計画（自然災害対策編）に基づいて対応しています。
- 北九州市のハザードマップにおいて、土砂災害警戒地域に該当することから事業継続計画（自然災害対策マニュアル編）を作成し毎月夜間の避難訓練を実施しています。「避難点呼簿」で毎日1時間ごとの在室確認を行い、職員（宿日直職員を含む）全員にその方法を周知しています。
- 食糧や日用生活品、簡易トイレなどを備蓄しています。また保管場所を分散するなど、リスクに備えています。

#### 4 入所初期の支援

- 入所直後の心理的不安緩和のため、行政手続きへの同行や聞き取りなどの際にしっかりとアセスメントすることで、職員との信頼構築に努めています。入所初日は食事準備等の負

担軽減のため、お弁当を提供しています。また必要に応じて電化製品や収納家具、キッチン用品等の貸し出しも行っています。

- 入所にあたって行政から提供される情報と、入所後のアセスメントを基に、母子の生活課題やニーズを把握した上で、心身や生活面での不安を軽減しながら、施設での生活へスムーズに移行できるよう支援に配慮しています。
- 居室は個室で、キッチン・トイレ・浴室を完備し、プライバシーを確保しています。身体に障がいのある方のために1階の1室は車椅子使用も可能な備えとなっています。また、聴覚に障がいのある母親の世帯には、外部に緊急情報を伝えるための点滅ライトを設置するなど、個別の状況に合わせた支援を行っています。

#### ◇改善を求められる点

##### 1 運営体制の整備について

- 新しい法人では自己評価や第三者評価は行われていません。
- 職員会議やケース会議などで職員から様々な支援の課題や意見、協議がされています。
- 主任をはじめ、これまでの運営経管者の意見などを参考に支援が行われています。
- 支援マニュアル整備など過去の自己評価や第三者評価実績を参考にした各マニュアル、規定等の整備を期待します。

##### 2 職員育成などについて

- 人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を基に行われています。職員の任用期間が指定管理制度で短いため、長期で総合的に考え難いのですが、将来を見据えた技術力向上の取組を期待します。

##### 3 権利侵害への対応

- 不適切な関わりがあった場合、施設長は職員と利用者双方に事実確認し、厳正に対処するようにしていますが、「職員倫理綱領」「職員就業規則」「服務規程」等には職員による利用者の権利侵害への対応や処分が明記されていません。
- 権利侵害防止の観点から、就労規則に児童虐待について懲戒等の罰則規定を加えられる事が望まれます。
- 法に基づき、規定類に暴力の禁止や権利侵害の防止を記載などを期待します。

##### 4 子どもの年齢・発達段階に応じた性の正しい知識を得る機会と思いやりの心を育む支援

- 職員が性に関する正確な知識や子どもの指導方法を習得する機会が設けられていません。今後は研修の場を設ける意向もあるので、子どもの利益のためにも積極的な取組が求められます。
- 子どもの年齢や発達の段階に応じて、性について正しい知識を得る機会を持つことが求められます。母親にも自己肯定感が向上するような取組になる事が期待されます。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

指定管理者として運営を開始して初めての受審でしたが、5年間の施設運営全体を振り返る良い機会になったと考えています。

ご指摘いただいた改善点については、5年間の指定管理という制限がある中ですが、できることから着実に取り組み自己評価を通じて定着を図っていこうと考えています。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○施設の理念と基本方針は事務室に掲示され、文書でも示し職員会議等で説明されています。 ○施設独自のホームページはありません。母子支援施設の内容と特徴等を知る機会が少ない状況です。対外的な公表は十分といえません。 ○法人と施設の理念や基本方針を利用者に周知することは重要です。母親や子どもへの説明と周知状況の把握などが求められます。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○母子生活支援施設の経営状況に関して、全国社会福祉協議会が発行している「全国母子支援施設協議会通信」などから情報を得ています。 ○北九州市に関する情報については、北九州市子ども・子育て支援事業計画を参考にし、要保護児童対策地域協議会、DV 対策関係機関連絡会議などを通して、経営環境の課題と状況を把握しています。 ○施設経営を取り巻く環境と状況の把握や他施設の状況把握などでは他施設の状況分析を参考にされ、子育て相談事業など地域支援の機能充実を期待します。		
3	I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○経営環境についての課題である利用者増加を図るために関係者に施設の機能説明等を行い、行政の相談窓口への働きかけに努めています。 ○施設の支援の質の向上が評価を高めて、運営の充実を進めることにつながります。改善すべき課題の明確化と職員への周知、具体的な取組を期待します。		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○中・長期計画である指定管理計画書(5年)を基本として、各年度の事業計画を立てています。 ○中・長期計画では県や市の社会的養育推進計画、社会的養育ビジョンを参考に ショートステイ事業開始や子どもの権利擁護の充実を検討しています。 ○令和6年改正児童福祉法等の内容を踏まえ今後の事業について数値目標や成果目標を設定され、各年度計画に反映されることを期待します。		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> ○中・長期的なビジョンは、指定管理提案書(5カ年中期計画)に内容が明示されています。 ○中・長期計画は、理念や基本方針を具体化する事業や母子生活支援策等、経営課題や問題点の解決・改善に向けた内容となっています。また、収支計画の見直しは年度毎に適宜実施されています。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ○事業計画について職員と話し合い、育成計画などで職員の希望や意見、職員提案などを入れています。 ○事業計画の進行管理について、職員に計画文書配布後にあらかじめ決められた時期での事業計画の見直しを期待します。 ○職員参加の定例会などで事業計画の進捗状況などを定期的に伝えられることを期待します。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
<コメント> ○事業計画で、母親や子どもに対して事業計画の主要な内容を周知することは母子寮運営上で重要です。計画の一部は掲示されていますが、防犯等の安全対策や就職支援など生活に関係の強い内容は個別に周知されることが期待されます。 ○分かりやすい資料などを用いて、利用者である母親や子どもに事業計画内容や運営方針、施設整備や生活環境などについて周知されることを期待します。		

### I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ○支援の質の向上を目的にケース会議が定期的で開催され、施設長が参加しています。支援内容は施設長と主任によって確認されています。また、内容は職員全員で共有しています。 ○これまで定められた評価基準に基づく自己評価の実施はありませんでした。今後は評価基準に基づく自己評価とPDCAの取組をされることを期待します。		

9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新しい法人体制では職員を加えた自己評価や第三者評価は行われていません。</li> <li>○職員会議やケース会議などで職員から様々な支援の課題や意見、協議がされています。</li> <li>○主任をはじめ、これまでの運営経営者の意見などを参考に支援が行われています。</li> <li>○支援マニュアル整備など過去の自己評価や第三者評価実績を参考にした各マニュアル、規定等の整備を期待します。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設長と主任で運営上の役割と責任を分担しています。定例会議などで経営と運営管理について職員に説明しています。</li> <li>○施設長が各年度の運営方針などを内部と外部に表明することが必要です。広報誌やホームページなどを通じて、年度方針などを伝えられることを期待します。</li> <li>○災害時など有事の際、施設長不在時に権限移譲などの内容を文書などで明確化することを期待します。</li> </ul>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設長は児童福祉法などをはじめ、関係法令の理解と経理関係の法人規程などを職員に周知しています。</li> <li>○利用者の人権尊重や差別の禁止などの原則を職員研修などで伝えていきます。</li> <li>○母親の権利擁護のための関連法令や就労時の労働上の権利などについて職員周知の取組を期待します。</li> </ul>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設長は日常的に母子支援記録をもとに主任母子支援員と協議して、各世帯に対する支援内容を点検、確認しています。必要な場合はケース協議で職員とも定期的に意見交換して、評価・改善すべき点で指導力を発揮しています。</li> <li>○職員の研修計画では各専門職のキャリアアップなどを念頭においた育成計画の作成と実施を期待します。</li> </ul>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設長は経営の改善について、経営分析を行い、職員会議などで職員意見を聞いて、基本方針の実現に向けて取り組んでいます。</li> <li>○利用者増加のために支援の質の向上や利用者の生活の安定を目指して運営しています。昨年度から支援強化のために少年指導員の増加が行われました。</li> <li>○経営改善会議の設置など具体的な対策を出されることを期待します。</li> </ul>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設長は施設の理念と基本方針の実現に向けて、事業計画を進めています。人材の確保では、母親や子ども支援に求められている心理面の充実を検討しています。</li> <li>○利用者の親子関係や子どもの福祉充実などのために利用者の自尊感情の向上や就労支援などで専門性の高い支援が求められます。人材育成計画を作られ、人材の育成と定着への取組を期待します。</li> </ul>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を表しています。職員会議で内容を周知しています。</li> <li>○職員に対して能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等がされていますが、職員の任用期間が指定管理制度で短いため、長期的な総合的計画を作成し、考えることができていません。運営に期限があるとしても、職員の将来を見据えた総合的な人事管理制度と職員育成をされることを期待します。</li> </ul>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設長は職員の勤務表作成や有給休暇管理をはじめ、働きやすい就労環境の充実に努めています。</li> <li>○感染症など、子ども看護など緊急な利用者の支援となり、時間外の就労となる場合もありますが、シフト制を改善するなどワークライフバランスの配慮に努めています。</li> <li>○職員の離職防止や働きやすい環境を作るために、個別面談の機会を持ち、職員意見を参考に就労継続に生かされることを期待します。</li> </ul>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設運営方針があり、職員会議などで施設の目標を周知し、母子支援の内容を伝えています。それらが期待する職員像になり、各職員の目標設定がされています。</li> <li>○令和6年事業計画に職員の資質の向上が上げられています。母子の多岐にわたる複雑な課題に対処するために母子支援施設の職員対象の外部研修に参加され、伝達研修をされること。職員への年度の始めの目標設定と後期での確認を期待します。</li> </ul>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者支援で求められる技術などについて法人「施設運営ハンドブック」や施設の事業計画に「期待する職員像」が示されています。</li> <li>○職員会議やケース会議で求められる技術や知識は示されていますが職員育成計画や研修計画が文章化されていないので、明文化を期待します。</li> <li>○研修計画で進捗状況や見直しに関する記録やカリキュラム記録を残し、次年度に生かされることを期待します。</li> </ul>		

19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<コメント> ○施設長は個別職員の専門資格と技術レベルの状況を把握しています。 ○新任職員への研修がされ、施設が必要とする資格や技術の水準が示し、施設長、主任によるスーパービジョンを受ける機会があります。 ○職員の目標や技術水準を配慮して、公平に年1回は外部研修に出る機会を設けています。		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ○保育士や社会福祉士を目指す大学や専門学校からの実習生を受け入れています。 ○大学等の依頼を受けたプログラムに基づき実習をしていますが、専門職育成の基本方針を明文化して、実習生や職員、利用者に示すことが重要です。マニュアルなどの整備を期待します。		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○法人ホームページ等で財務状況や事業報告がされています。 ○法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について明示しています。学校や市民センターなどで施設の存在意義や役割を説明しています。 ○現在の法人では初回の第三者評価受審ですが、運営の透明性を充実されることを期待します。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○法人の経理規定に基づく、経理管理がされています。法人ホームページ等で財務状況や事業報告がされています。 ○法人での会計監査を受けていますが、外部専門家による評価や意見を受ける機会を持つことを期待します。		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○施設の運営方針に地域関係機関との連携と支援施設の機能の目的が示されています。 ○地域自治会との清掃活動や夏の夜間パトロールに職員等が参加しています。 ○利用者は町内会に加入しており、校区運動会や夜間パトロール、地域清掃など地域の各種行事に参加しています。 ○職員による近隣商業施設への買い物支援や医療機関への支援がされています。		



24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○施設運営指針に地域関係機関とのネットワーク形成を目指す姿勢が示されています。 ○NPOによるフードバンク等で地域ボランティアと協力し、受け入れを行っています。利用者から好評な支援となっています。 ○ボランティア受け入れの際の守秘義務などマニュアルの整備を行うことを期待します。 ○学習支援など外部のボランティアはコロナ感染防止で停止されています。時期を待って再開を期待します。		
Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○職員は利用者支援のために行政など必要な関係機関リストを使用しています。 ○職員会議やケース会議などを通して、職員間で関係機関の役割・機能を共有しています。 ○区役所子ども・家庭相談コーナーとは、半年に1回の定期面談を行っています。近況報告などで、密接に連絡をしています。施設長はまちづくり協議会の会合に参加しています。 ○施設独自のリスト作成と職員との共有、利用者支援のネットワークの形成を期待します。		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> ○地域の福祉ニーズを把握するために施設長が市民センター会議や要保護児童対策会議などに参加しています。 ○法人が持つ母子支援や子育て支援の専門性を前提とした地域住民への福祉相談会の開催や企画を期待します。		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○施設長はまちづくり協議会に参加して、町美化のために地域清掃活動や夏の夜間パトロールに参加しています。校区運動会への参加など少子化の地域行事を盛り上げています。 ○今後、子育てなど地域ニーズに対応できるように法人が持つ専門性を生かした相談会などで地域還元されることを期待します。 ○防災体制構築や子育て支援について、地元民生委員・児童委員との協議を生かして取り組まれることを期待します。		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> ○母親と子供の尊重について施設運営方針に示されています。職員間で共通理解をするために定期的に職員対象の「人権研修」が開催されています。 ○施設職員対象の「倫理綱領」や就業規則等における虐待等防止規定などの整備を、定期的な自己チェックリストによる点検を期待します。		

29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親と子供のプライバシー保護について、法人の「職員倫理綱領」「服務規程」で示され、研修も行われています。</li> <li>○職員会議などで郵便物の扱いルールや入室許可や生活上での子どもを含めたプライバシー保護について、周知がされています。</li> <li>○施設での利用者のプライバシーマニュアルや規定の整備と周知を期待します。</li> </ul>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設入所時に母親と子どもに「入所のしおり」などを使って、丁寧に説明がされています。</li> <li>○事前の見学等にも個別に説明がされ、母親と子どもが安心できるように配慮しています。</li> <li>○入所前の見学に対応し、必要な資料が配布されています。</li> <li>○説明に使う理念や基本方針を表した資料がありませんので、追加されることを期待します。</li> </ul>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母親と子どもの支援に当たって、課題を明確にして利用者が主体的に自己決定できるように支援を行っています。</li> <li>○子どもの養育や就労支援では、利用者の自己決定ができるように配慮して、説明などが行われています。</li> <li>○自己決定過程がわかるようにケース記録や支援計画書に記載し、同意書などを残されるよう期待します。</li> </ul>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の措置変更や地域移行に当たって支援の継続に配慮した内容を継続しています。</li> <li>○措置変更などに当たり、支援の計測性を説明するための手順の作成と引継ぎ文書の作成を期待します。</li> <li>○退所後の支援継続のために相談方法や担当者についての文書の交付を期待します。</li> </ul>		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設での支援内容や行事などに対する利用者の反応を分析することは重要です。行事ごとに利用者アンケートを取り、次回の企画に活かしています。</li> <li>○母親会や子ども会があると、利用者の活動が活発になると思われます。働きかけなどを期待します。</li> <li>○母親と子どもに対して、施設生活の満足度調査やアンケートを取られ、分析して、運営に生かされることを期待します。</li> </ul>		

Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意見箱(「利用者の声」の箱)は職員から投函場面が見えにくい階段の踊り場に設置するなどの配慮がされています。</li> <li>○利用者からの意見や苦情などは公開されていません。</li> <li>○苦情解決の体制について、第三者委員は法人に設置されていますが、支援の質の向上を図るための有効活用は不十分です。苦情解決の仕組みの充実と共に、利用者への更なる周知が求められます。</li> </ul>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談や意見を述べやすいよう、面談室を確保しています。利用者に負担感がなければ居室を訪問し、相談や意見を聞き取るようにしています。</li> <li>○職員の対応についての相談があったときなどは、事実を確認の上、職員と速やかに協議し、改善を図っています。改善の過程が明確な記録作成が期待されます。</li> <li>○職員へ直接言いにくい事は行政へ直接伝えてもらってもいいと、口頭で伝えています。相談や意見に関する取組の仕組みが充実され、その内容を分かりやすく説明すると共に、日常的に周知が図られることが求められます。</li> </ul>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各戸に担当者を定めており、母親や子どもの意見や相談に対し、速やかに対応するよう図っています。</li> <li>○行事を行った際にアンケートを取っていましたが、感染症対策のため行事開催を休止しています。市が年に一度、利用者へ直接アンケートを実施しており、結果のフィードバックがあるので、意見把握の一つにしています。</li> <li>○相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順、対応策の検討等を定めたマニュアルを整備した上で、適宜見直しを行いながら、効果的に運用を図ることが求められます。</li> </ul>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事故発生時の対応は危機管理マニュアルを作成しています。安全確保については職員間で情報共有を図り、変化に気づけるように様子観察に努めています。</li> <li>○施設の敷地や建物内で大きな怪我や事故等は発生していませんが、事故防止のため、定期的に施設内の見直しを行っています。</li> <li>○リスクを細分化し、責任者を設置又は明確にすることが望まれます。ヒヤリハットや事故報告の収集を行い、要因分析と改善策・再発防止策の検討実施について、組織的に取り組むことが求められます。</li> </ul>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子支援員など2名を感染症対策の担当者に定め、感染症対策マニュアルに則って、感染症の予防や発生対策に努めています。</li> <li>○毎年度、県社協や市が開催する感染症対策研修を受講し、職員会議や研修資料回覧などで周知を図っています。</li> <li>○職員は法人の負担で予防接種を受けることが出来ます。ご利用者についても予防接種の声かけを行い、各戸の考え方や体調に合わせて対応しています。費用負担に関する相談にも応じています。</li> </ul>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における母子の安全確保は危機管理マニュアル、事業継続計画（自然災害対策編）に基づいて対応します。</li> <li>○北九州市のハザードマップにおいて、土砂災害警戒地域に該当することから、事業継続計画（自然災害対策マニュアル編）を作成し毎月夜間の避難訓練を実施しています。「避難点呼簿」で毎日1時間ごとの在室確認を行い、職員（宿日直職員を含む）全員にその方法を周知されています。</li> <li>○食糧や日用生活用品、簡易トイレなどを備蓄しています。また保管場所を分散するなど、リスクに備えています。</li> </ul>		

### Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員間のコミュニケーションをとる中で、対象者に対しての意見の相違を確認しています。担当者や担当者以外の支援に相違がないかを見極めながら、ご利用者が混乱することを避けるため、発信は担当者経由となるよう是正を図っています。</li> <li>○国（厚生労働省）の「母子生活支援施設運営ハンドブック」を基本として、支援を実施しています。不足している部分については工夫して対応していますが、文書の作成は十分ではありません。「標準的な実施方法」を適切に文書化されることが求められます。</li> <li>○標準的な実施方法をそった支援の実施がなされているかを確認する仕組みの確立が望まれます。</li> </ul>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別の支援見直しはケース会議での検討を中心に随時実施しています。</li> <li>○自立支援計画の変更は行政を交えた三者面談に基づいて変更しており、支援の実施方法についても必要に応じて見直しています。</li> <li>○支援の見直しは個別ケースにおいて行われていますが、まずは当施設としての「標準的な実施方法」を確立することが望まれます。その上で標準的な実施方法についての定期的な検証や見直しの仕組みが実施されることを期待します。</li> </ul>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アセスメントにあたっては「調査にあたっての100項目」（旧大阪市立大）を参考に、職員がチェック項目を確認しています。チェックした結果はケース記録に添付している職員もいますが、していない場合もあります。今後拡充し、整備していく予定です。</li> <li>○アセスメントについては試行錯誤中です。適切なアセスメントの手法が確立される事が期待されます。</li> <li>○適切なアセスメントにもとづく自立支援計画の策定とその手順、及び施設での体制が確立することが望まれます。</li> </ul>		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として、行政による半年ごとの定期面談に合わせて、その面談の結果（課題、自立時期など）に基づいて行政と協議して支援計画の見直しを実施しています。支援計画は職員全員に回覧して共有しています。</li> <li>○支援計画は半年ごとに母親と子ども、それぞれの見直しを行っています。自立支援計画通りに支援が行われている事を確認する仕組みについて、PDCA サイクルの継続となるような改善が期待されます。</li> <li>○緊急時の変更についても対応できるような仕組みが組み込まれることが望まれます。</li> </ul>		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎月開催する職員会議やケース会議の他、パソコンのネットワークシステムやケース記録入力システムによっても情報の共有化を図っています。</li> <li>○記録の記入に当たっては、5W1Hを意識し客観的事実と主観的判断を区別して記載するように指導していますが十分ではないため、更なる改善が期待されます。</li> <li>○ケース記録入力システムへ、入所世帯ごとの日々の動きを記録し、支援状況の把握に使用していますが、支援計画と支援記録が紐付いていないため、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報として、有効活用性が下がっています。自立支援計画に沿ってどのような支援を行い、どのように状態が変化したかの具体的な記録と手法の確立が求められます。</li> </ul>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「個人情報管理規定」は法人が定めたものに準拠していますが、不適正利用や漏洩対策、対応方法とうの内容を拡充するため、法人で見直しを検討中です。</li> <li>○個人情報は施錠ができるファイリングキャビネットで管理しています。ケース記録入力システムにアクセスするPCは、退勤の際にはデスクに保管し施錠しています。</li> <li>○職員採用の際に個人情報の取扱いについて説明し、折に触れて注意を喚起していますが、個人情報保護の観点からの記録管理について、職員に対し継続的な研修が求められます。</li> </ul>		

## 内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「施設理念」「施設運営方針」に母と子の権利擁護について明記されていますが、権利擁護についての規定やマニュアル類の整備は今後の課題となっています。母と子の権利擁護に関する取組が周知され、規程やマニュアル等に基づいた養育・支援の実施が期待されます。</li> <li>○母子への対応が十分でないと思われる場合は、職員に具体的に問題点を指摘し今後の対応を明確にするとともに、当該母子にお詫びと再発防止を約束している。権利擁護について、職員が具体的に検討する定期的な取組が求められます。</li> <li>○学校や学童保育クラブで児童への対応が懸念される場合などは、関係機関等と意見交換や連携を図るよう努めています。基本的人権である思想・信条の自由についても母子を尊重しています。</li> </ul>		
A—1—（2）権利侵害への対応		
A②	A—1—（2）—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不適切な関わりがあった場合、施設長は職員と利用者双方に事実確認し、厳正に対処するようにしていますが、「職員倫理綱領」「職員就業規則」「服務規程」等には職員による利用者の権利侵害への対応や処分が明記されていません。</li> <li>○権利侵害防止の観点から、就労規則に児童虐待について懲戒等の罰則規定を加えられる事が望まれます。</li> <li>○法に基づき、既定類には暴力の禁止や権利侵害の防止を記載するなど、改正が求められます。</li> </ul>		
A③	A—1—（2）—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○居室へ入浴支援に入るときなど、母親と子どもの双方に怪我やアザなどのサインがないか気をつけて観察しています。幼児に対し母親からの暴力が見られる際など、母親へ「子ども相手では結果として思ってもみないような大事に至ることもあるので気をつけるよう」声をかけています。</li> <li>○母親によっては意図せず結果的に不衛生な状況になっていることもあります。母親に対し、それは結果として虐待とみられるので、気を付けていきましょう、と声かけするなど、理解を促しています。</li> <li>○母親や子ども、または子ども同士の間で、他者への暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を防止するため、日頃から入寮者に対しわかりやすい例示を行って注意喚起を図ったり、不適切な行為についての啓蒙活動を行ったりするなどの積極的な取組が求められます。</li> </ul>		

A④	A—1—(2)—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急一時保護案件を年間10件程度受け入れています。</li> <li>○親子間の関係がおかしいと感じたときは、母親や子どもに距離を置く時間をとってもらえるよう、事務所に降りてきてもらうように声をかけています。第三者が入る事でクールダウンとなる時間を設けるように働きかけています。</li> <li>○「叩かれたのは自分が悪いから」と言う子どもへは、力ではなく、言葉のやり取りで解決するよう話をしています。職員へ向けてはできるだけ早急に事案を共有し、対象者へ声をかけるようにしています。不適切な関わりへの対応について、研修の機会を設け職員へ周知を図ること、定期的な効果の確認などが求められます。</li> <li>○子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法について学習する機会を設けていません。今後の検討と実施が期待されます。</li> </ul>		
A—1—(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑤	A—1—(3)—① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現在のところ、自治会活動は行っていませんが、玄関ホールの雛人形の飾り付けを手伝ってもらえるなどの声かけをしています。</li> <li>○子どもに対し、季節行事に関連したイベントを開催しています。その中で、子どもの自己表現や自立性、責任感などが育つよう創作活動に取り組んでいます。</li> <li>○以前は母の会（自治活動）などを行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本部より集団活動自粛の要請が出たままとなっています。母親や子ども達の自主的な活動の推進に意義と理解を示し、感染対策に留意した上での活動再開について検討が望まれます。</li> </ul>		
A—1—(4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A—1—(4)—① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員は子どもに対し、できたことを認め「これは当たり前」と思わないように意識しています。職員だけが褒めても子どもには届かない事もあるので、母親と共有して子どもを認め、成長を支援していけるよう取り組んでいます。</li> <li>○子どもへは注意ばかりをしないように意識し、話すときは目線を合わせ、子どもの気持ちを尊重しながら、ゆっくり話しかけることを心がけています。また子どもの表情をしっかり見るようにしています。</li> <li>○子どもの主体性を尊重するにあたり、子どもとの共通認識を持つことに取り組んでいますが、それだけではまだ十分ではないと考えています。様々な社会資源を活用し、自己選択を可能とする情報の提供や、主体的に生活する能力を引き出して、将来の夢や希望につなげる伴走型支援が求められます。</li> </ul>		
A⑦	A—1—(4)—② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行事のプログラムには、親子で一緒に取り組む製作やゲームを取り入れるようにしています。新型コロナウイルス感染症等の流行以後は、施設内感染の拡大防止のため、密を避けるなど注意しながら一部を実施しています。</li> <li>○現在のところ、母親と子どもが主体的に参画する企画は実施できていません。母親と子どもの意見を取り入れた実施計画の策定は今後の課題です。</li> <li>○行事の計画にあたっては、目的や趣旨、内容や参加することのメリット等を明確にし、母親と子どもに分かりやすく説明がなされていることが望まれます。</li> </ul>		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A—1—（5）—① 母親と子どもが安定した生活を送ることができよう、退所後の支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○退所時のカンファレンスで退所後のアフターフォロー（行事の誘いや電話・来所による相談）について説明を行っていますが、支援計画までは作成していません。退所後の支援計画の作成が求められます。</p> <p>○退所後も可能エリアであれば、できる限り訪問し支援を行っています。退所後、地域で長期的に安定して暮らすために、必要に応じて問題解決のための支援を行う事が望まれます。</p>		

## A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑨	A—2—（1）—① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○母親と子どものそれぞれの課題に対し、目的や目標の設定が充分でなく、計画的で一貫した専門的支援に至っていない場合があります。母子各々の個別課題や家族として抱える課題に対し、アセスメントによって明らかにされたそれぞれのニーズに応じて、計画的な専門的支援が求められます。</p> <p>○専門的支援を行うために、必要な資格や経験等を考慮した職員配置を行い、職員同士の連携・協議が行われる事を期待します。</p>		
A—2—（2）入所初期の支援		
A⑩	A—2—（2）—① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○入所直後の心理的不安緩和のため、行政手続きへの同行や聞き取りなどの際にしっかりとアセスメントすることで、職員との信頼構築に努めています。入所初日は食事準備等の負担軽減のため、お弁当を提供しています。また必要に応じて電化製品や収納家具、キッチン用品等の貸し出しも行っています。</p> <p>○入所にあたって行政から提供される情報と、入所後のアセスメントを基に、母子の生活課題やニーズを把握した上で、心身や生活面での不安を軽減しながら、施設での生活へスムーズに移行できるよう支援に配慮しています。</p> <p>○居室は個室で、キッチン・トイレ・浴室を完備し、プライバシーを確保しています。身体に障がいのある方のために1階の1室は車椅子使用も可能な設えとなっています。また、聴覚に障がいのある母親の世帯には、外部に緊急情報を伝えるための点滅ライトを設置するなど、個別の状況に合わせた支援を行っています。</p>		
A—2—（3）母親への日常生活支援		
A⑪	A—2—（3）—① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○母親が自立に向き合う気持ちになるよう、まずは生活や心身の状態を安定させ、徐々に不安を軽減させていく支援に取り組んでいます。世帯の状況やニーズに応じ、家事・育児など日常生活全般で代行や援助などを行っています。また、必要に応じて家計管理も支援しています。</p> <p>○心身の健康状態に不安がある母親には、本人からの相談を待つことなく医療機関への受診を勧めています。不安が強度な場合や、特に精神医療的支援が必要な場合は職員が受診に同行したり、訪問看護の利用を医師と相談したりします。</p> <p>○生活経験が乏しい母親に対しては、職員が居室を訪問し、一緒に家事を行っています。また状況によっては継続的に家事技術の向上が図れるよう、ヘルパーサービスの利用に繋げています。母親の生育歴・生活歴・現在のスキルなどを評価分析するなど、支援の質を向上するために、職員の専門的視点や技量の更なる向上が期待されます。</p>		



A⑫	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○母親との日常会話等から育児に関する不安や悩み事の把握に努めています。捉えた母親のニーズや状況に応じ、子どもや子育ての支援を行っています。母親の病気や怪我などによっては保育所や学校への送迎も行っています。</p> <p>○母親が子どもを理解しやすいよう、発達段階や発達課題について資料を提示しながら説明するなどしていますが、より支援が必要と思われる子どもに対しては専門職ではないので、経験から判断せず、療育センターなどに繋ぐことが大事だと考えています。</p> <p>○子どもに対する母親の虐待や不適切な関わりを発見したとき、職員が介入すると共に、必要に応じてこども総合センターへ通報を行っています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○母親が安定した人間関係を築くための支援に努めていますが、感染症予防対策のため集会室の使用ができず、行事の開催も行えておらず、母親同士が交流する機会を積極的に作れていません。母親の安定した対人関係構築に資するものとして、感染予防対策を十分に行った上での交流の機会を持つなど、工夫が求められます。</p> <p>○現在、特に交流の場を設けていないことから、施設内の他の母親や子どもとの間に殆ど交流の機会が無く、実際にはトラブル発生の事例が少なくなっています。</p> <p>○施設内で週に2回、カウンセリングを受ける機会を設けています。ストレスや不安を抱えている母親に対し、積極的にカウンセリングを受けるように進めています。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○子どもの成長・発達の段階に応じた養育支援に取り組んでいます。放課後の学習指導、季節行事にあわせた創作活動、子ども同士の遊び指導などを通じ、生活上必要なスキルを身につけられるよう支援しています。</p> <p>○基本的な支援は出来ていますが、継続性や安定性には課題があり、更に改善が期待されます。</p> <p>○DV を目撃した子どもに対する支援の継続性については課題があります。その子に対するフォローや対応する職員の養成といった、組織的な体制作りの拡充が求められます。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○療育手帳や発達障がいを持っている子ども、不登校児童の進学については母親と子どもの双方から意向を聞き取ります。学校との相談の場にも同席し、進学が円滑に実現するよう支援しています。</p> <p>○学費負担軽減のため、奨学金や授業料減免制度等の制度利用を支援しています。学習塾に通塾希望がある場合、児童保護措置費の特別育成費の利用を進めています。</p> <p>○新入所児童には学習の習熟度を調べ、その子のレベルにあわせた学習支援を行うようにしています。学習室や保育室を使用して、落ちついた学習環境を整えています。試験勉強を希望する児童には、夜間も学習室の使用を認めています。放課後や長期休暇期間にも学習習慣が身につくよう、宿題を中心とした学習支援を行っています。コロナウイルス感染症の流行以降、大学生の学習ボランティアの受入ができておらず、ボランティアグループからの声かけや打診もありません。子ども達にとって有益であることから再開の意向もあります。再開への模索が期待されます。</p>		

A⑯	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○母親以外の大人との信頼関係構築が図れるよう、職員は積極的に子どもに関わるよう心がけています。そのほかの大人との出会いとして、実習生を積極的に受け入れ、子どもとの関わりを持ってもらうよう計画しています。</p> <p>○身体的・精神的虐待を受けた子どもに対し、悪意のない大人モデル像を提示し、大人への信頼感の醸成に取り組んでいます。グループワークなどコミュニケーションスキル向上のために、専門的なボランティアや団体の受入有効であることから、外部人材受入の再開も期待されます。</p>		
A⑰	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○職員が性に関する正確な知識や子どもの指導方法を習得する機会が設けられていません。今後は研修の場を設ける意向もあるので、子どもの利益のためにも積極的な取組が求められます。</p> <p>○子どもの年齢や発達の段階に応じて、性について正しい知識を得る機会を持つことが求められます。母親にも自己肯定感が向上するような取組になる事が期待されます。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○緊急利用については、夜間休日も宿直員を配置し、24 時間いつでも受入れ支援が行える体制をとっています。警備保障、監視カメラや人感センサーを設置し、緊急時にも速やかに対応できるように整備しています。緊急受入マニュアル、不審者対応マニュアル等の定期的な見直しの仕組みに拡充が期待されます。</p> <p>○緊急一時入所は北九州市の要綱により原則として市内居住者に限定されているため、広域利用は対象外となっています。</p> <p>○着の身着のままの状態での受入れを想定し、生活用品等を準備しています。</p>		
A⑲	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○実際に経験はないが、発生した場合は対応できる体制はとっています。</p> <p>○弁護士がついている人は弁護士が代理人として対応しますが、出向かなければならない時は居室待機や弁護士事務所での待機などを行っています。</p> <p>○DV 加害者に母親と子どもの所在が知られてしまった場合は安全を優先して対応を行う予定です。安全な生活の実現に向け、望ましい方向性を探るためには精神的なフォローと共に、法律的な専門知識等の獲得が望まれます。専門知識の獲得には研修等の機会を設け、職員全体のスキル向上を目指すことが期待されます。</p>		

A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○心理的ケアや担当職員の配置を行い、DVの影響からの回復の支援に取り組んでいます。週2回カウンセリングの機会を設け、利用への声掛けをしています。精神科の医療機関を紹介し、受診同行や診察の場面への同席を行い、医療との連携支援に努めています。</p> <p>○暴力被害から逃げられた母親にはそのことを評価し、DVからの脱出に共感と肯定を行う事が求められます。自己肯定感を高めるような心理的ケアや本人の力がエンパワメントされ、回復へ繋がる支援が望まれます。</p> <p>○信頼できる自助グループの情報を持っていないため、紹介は行っていません。以前はジャンル依存の方がいましたが、自助グループと相性や自身の覚悟に問題があり利用継続に至りませんでした。もし今後、信頼できるところがあれば紹介をしたいと考えています。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○母親以外の信頼できる大人のモデル像を示せるよう、職員は努めています。被虐待児童や親子関係が形成不全と思われる子などとは、一対一で話を聞く機会をできるだけ多く作るようにしています。その際は、子どもに答えを急かせる事はせず、自分自身で考える時間を持つようにしています。</p> <p>○子どもの一人ひとりが大切な存在であることは機会があるごとに伝えていますが、子ども自身の権利については具体的に伝えていない現状で、今後の課題と認識しています。</p> <p>○心理担当職員の配置はないため、虐待を受けた子をはじめ、知的面や情緒面で心配がある子などは総合療育センターや子ども総合センターに繋いでいます。心理的に配慮が必要と思われる子どもについては、カウンセリングや医療機関で専門的心理的ケアを継続して受けられるよう、情報提供や受診同行を行っています。職員の専門性を高めるための職員研修等の確立が不十分と感じています。今後の改善に期待します。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○母親や子どもそれぞれについて、家族関係の悩みや不安に対する相談・支援は、タイムリーに行うよう努めています。</p> <p>○母親や子どもの話から家族関係に行き違いなどの問題がある場合は、両方の思いや意見を聞き、親子関係の調整を図っています。ペアレントトレーニングへの取組はハードルが高いですが、措置元に相談し措置元から児童相談所へ連絡して、取り組めるよう調整をお願いしています。</p> <p>○退所後の見守りや支援について多くの親族との関わりが求められる場合は、必要に応じて関係調整を行っています。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉓	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○障がいや精神疾患、その他の配慮が必要な母親や子どもに対し、通院動向や服薬管理は支援しています。医療機関との連携は図れていますが、支援が先行することがあり、母子の主体性の醸成にはなかなか至っていないと感じています。</p> <p>○例えば母親から睡眠がとれないと言われたが、受診は拒否する場合などについて、受診のタイミングは本人の主体性も尊重するが、健康が維持できているかどうか等で判断基準をさらに明確にしていく必要性があると考えています。専門職や医療機関との連携を図り、明確なルール作りに取り組むことを期待します。</p>		

A—2—(9) 就労支援		
A⑭	A—2—(9)—① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○北九州若者サポートステーションと連携し、母親に適職検査や興味検査等を受けてもらうことで、客観的に自己を知り、自身に合った仕事を見つけるようにして支援を行っています。公的機関が実施するスキルアップ講座などへの参加を積極的に促すようにしています。</p> <p>○母親のパソコン技能の習得や向上を目的に、施設内で月3回パソコン教室を開催しています。個々の能力にあった進捗で学び、資格取得を目指すことも可能です。施設内にハローワークの求人情報を掲示するスペースを設け、情報提供をおこなっています。</p> <p>○母親の残業の時には保管保育をおこなっていますが、病後児保育や学童保育には取り組めていません。母親が安心して就労できるよう、支援の拡充に期待します。</p>		
A⑮	A—2—(9)—② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>○個人の状況に応じて、一般就労や福祉的就労、各種給付制度や生活保護などを活用し、支援を行っています。</p> <p>○聴覚障がいのある方など、障がいのある方も受入れを行い、就労支援を図っています。就労継続が困難だということについて、最初から情報があるわけではありません。ルールが理解できて、集団生活ができる方であれば受入れをしています。</p> <p>○就労支援事業所B型に通所し、福祉的就労を行っている人もいます。</p> <p>○母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を図っていますが、状況やニーズの変化に応じてタイムリーにアセスメントができていません。今後の仕組み作りに期待します。</p>		